資料5

「生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準値(案)」に対 する意見募集の結果について

> 令和3年〇月〇日環境省水·大気環境局 土壌環境課農薬環境管理室

- 1. 意見募集の概要
- (1) 意見募集の対象農薬 プロチオコナゾール
- (2) 意見募集の周知方法 関係資料を電子政府の総合窓口(e-Gov)に掲載
- (3) 意見募集期間 令和2年12月5日(土) ~ 令和3年1月3日(日)
- (4)意見提出方法
  - ・電子政府の総合窓口(e-Gov)
  - 郵送
- (5) 意見提出先 環境省水·大気環境局土壤環境課農薬環境管理室
- 2. 意見募集の結果
- (1) 御意見提出者数
  - ・電子政府の総合窓口(e-Gov) 1通
  - 郵送 0 通
- (2) 御意見の延べ総数 2件

## (別紙)

No.	提出された御意見	御意見に対する考え方
1	基準値設定にあたって LC50 を使われ	農薬登録のために必要な試験成績を
	ていますが、半数が死滅する値にたった	定めている、農薬取締法テストガイドラ
	10 の不確実係数では少ないのではない	インで指定されている試験生物の種類
	でしょうか?素人のイメージからする	間での感受性の差は、概ね 10 倍以内と
	と、半数が死ぬ濃度は、せめて100分	考えられることから、種間差を考慮した
	の一まで薄めてもらいたいものです。	不確実係数は「10」を採用しています。
2	ミトコンドリア等の微細生物、(腸内)	水域の生活環境動植物の被害防止に
	細菌類への影響はチェックしないんで	係る農薬登録基準の設定に当たっては、
	しょうか?人間の場合でいうと、腸内細	国際機関である OECD が定めた、化学物
	菌に悪影響を及ぼすと短期的にも中長	質の生物への影響評価のガイドライン
	期的にも健康被害は無視できないもの	において推奨されている種に対する、生
	ですから、同様の検証は実施すべきと考	物個体又は個体群への影響に係る試験
	えられます。	結果に基づき、評価を実施しています。